
AMT/NEWSLETTER

Asia & Emerging Countries Legal Update

2026 年 7 月 31 日

Contents

I. 【シンガポール】2025 年会社及び会計関係法(改正法)による取締役の義務違反に対する罰則の強化等について

I. 【シンガポール】2025 年会社及び会計関係法(改正法)による取締役の義務違反に対する罰則の強化等について

1. はじめに

2026 年 4 月 16 日、シンガポール会計企業規制庁(Accounting and Corporate Regulatory Authority) (以下「ACRA」という。)は、2025 年会社及び会計関係法(改正法)(Corporate and Accounting Laws (Amendment) Act 2025) (以下「改正法」という。)が段階的に施行される予定であり、第一段階の規定が 2026 年 5 月 6 日に施行される旨を公表した。同日に施行された変更点には、シンガポール会社法(Companies Act 1967) (以下「会社法」という。)上の義務に違反した取締役に対する罰則の強化、資金洗浄犯罪により有罪判決を受けた取締役の欠格事由の追加、監査報告書における公認会計士個人の説明責任の強化、及び特定の株主からのみ株式を買い戻す場合(selective share buy-back)に関する新たな二段階の株主承認手続の導入が含まれる。本稿では、これらのうち、取締役の義務違反に対する罰則の強化を中心に解説する。

2. 改正の概要

会社法第 157 条第 1 項及び第 2 項は、全ての取締役に対し、会社の最善の利益のために会社を経営することなど、誠実に職務を遂行し、かつ合理的な注意をもって職務を遂行する義務を課している。今回の改正法により、当該義務に違反した場合の罰金の上限額は、5,000 シンガポールドルから 20,000 シンガポールドルへと 4 倍の額に引き上げられた。また、重大な違反については、取締役は、上限が引き上げられた罰金と最長 12 ヶ月の禁固刑の双方を科される可能性があることとなった。改正の概要は以下のとおりである。

	改正前	改正後(2026 年 5 月 6 日以降)
罰金の上限	5,000 シンガポールドル以下	20,000 シンガポールドル以下
禁固刑の上限	12 ヶ月以下	12 ヶ月以下
罰金と禁固刑の併科	適用なし	重大な違反について適用あり

2026 年 5 月 6 日に施行されたその他の主要な変更点の概要は、以下のとおりである。

- (ア) 会社の悪用防止: 1992 年腐敗行為・薬物取引及びその他重大犯罪(利益の没収)法 (Corruption, Drug Trafficking and Other Serious Crimes (Confiscation of Benefits) Act 1992)に基づく資金洗浄犯罪について有罪判決を受けた取締役は、以降、会社の取締役に就任することができなくなった。また、取締役への就任の欠格の対象となる犯罪類型のリストも拡大された。
- (イ) 監査における説明責任の強化: 公認会計士個人の説明責任及び透明性を高めるため、監査報告書には、監査法人が一括して署名するのではなく、当該監査に関して主たる責任を負う公認会計士の氏名を記載することが必要となった。
- (ウ) 株主の利益保護: 会社が全株主からではなく特定の株主からのみ株式を買い戻す場合には、二段階の承認手続が適用されることとなった。すなわち、すべての株主(売却株主を除く。)の 75%以上の承認という既存の要件に加え、会社は、買戻し対象の株式と同一の種類の株式を保有する株主(売却株主を除く。)の 75%以上の承認も別途取得する必要がある。

3. 企業への影響

罰金の上限額が 4 倍に引き上げられたことに加え、取締役の義務に対する重大な違反について裁判所が罰金と禁固刑の双方を科すことが可能となったことから、シンガポールで設立された会社の取締役が負う責任及びリスクは大幅に増大している。取締役の責任の加重及びその責任範囲の拡大は、近年の顕著な傾向であり、シンガポールに拠点を有する日本企業にとって特に留意すべき事項である。現地で選任された取締役であるか、親会社等から派遣された日本人取締役であるかを問わず、シンガポール会社の取締役は、個人としての重大な責任を負うことを、就任にあたって十分に認識すべきである。

シンガポールに拠点を有する日本企業においては、これをきっかけに、自社のコーポレート・ガバナンス体制の見直しをすることも検討されよう。特に、シンガポール法上の取締役の義務の範囲について十分な知識を有していない可能性がある親会社等から派遣された日本人の取締役については、自らが負っている義務を正しく理解しているかを確認するために研修等の機会を設けることも有益であると考えられる。

【シンガポール】
 弁護士 高橋 玄
 弁護士 長田 真理子
 弁護士 ジェスリン コー

【論文】

- ✂ 石井 淳弁護士、カミラ ソブリンニョ弁護士が下記の論文を執筆いたしました。
「ブラジルにおいて効果的なコンプライアンス・プログラムを導入するための留意点」
掲載誌：国際商事法務(2026 年 7 月号)Vol.54, No.7
出版社：一般社団法人国際商事法研究所

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。